

平成二十九年二月二十一日受領  
答 弁 第 六 二 一 号

内閣衆質一九三第六二号

平成二十九年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員階猛君提出安全保障理事会の対南スーダン武器禁輸決議案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員階猛君提出安全保障理事会の対南スーダン武器禁輸決議案に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの当時の潘基文国際連合事務総長の認識については、その詳細が公表されておらず、政府としての見解を述べることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「和平に向けた政治プロセスが十分実効的である」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難であるが、政府としては南スーダン共和国（以下「南スーダン」という。）の平和と安定に資するかという観点から検討し、御指摘の国際連合安全保障理事会決議の採決に当たり、棄権したものである。

四について

お尋ねの「期待していたほどの進展」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難である。

五について

「未だ武器禁輸措置を取るべきではないと認識しているか」とのお尋ねについては、御指摘の「武器禁輸措置」の意味するところが必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難であるが、一般に、南スーダンに対する制裁措置については、政府としては、南スーダンの平和と安定に資するかという観点から検討すべきとの立場である。また、「今後前回と同様の決議案が安全保障理事会に提出された場合、日本政府はどのような投票行動を取るつもりか」とのお尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。